

平成31年度 事業計画

(平成31年4月1日 ~ 平成32年3月31日)

社会福祉
法人

北見市社会福祉協議会

平成31年度北見市社会福祉協議会事業計画

1 基本方針

北見市においては、平成28年12月に人口が12万人を割り込む一方、平成27年12月に高齢化率が30%を超えるなど人口減少と高齢化が加速しています。また、第7次高齢者介護保険事業計画においては、平成37年度（2025年）の高齢化率を36.4%と推計するなど、高齢化の進展は一層加速化することが確実視されています。さらに、人口が減少する一方で、北見市障がい者基本計画によれば、療育手帳と精神保健福祉手帳を持つ方々は増加すると見込まれています。また、生活保護率は全国平均を下回ってはいるものの横ばいから微増で推移するなど、生活の困窮に陥る世帯が増えていくことが懸念されています。

こうした状況にあって、本会が運営する地域包括支援センターや成年後見支援センター、自立支援センター等への相談件数も増加傾向にありますが、相談支援機関におけるタテ割の対応では解決が困難な、いわゆる制度の狭間の問題が顕在化し、民生委員・児童委員、町内会、福祉・介護事業所等の専門職、司法や行政関係者等との連携をはじめ、地域における支え合いによる支援の必要性が高まっています。

国においては、団塊の世代が後期高齢者を迎える2025年に向け、「地域共生社会」を旗印に掲げ、公的支援のあり方を従来のタテ割から「丸ごと」として包括的に対応する体制に転換するとともに、個別の生活課題や福祉ニーズを地域住民が「我が事」として向き合い、地域の関係者が協働して解決に取り組む体制づくりが進められています。

本会においては、第3期地域福祉実践計画が掲げる「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」を活動理念に掲げ、北見市の地域福祉計画と一体となった地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていますが、社会福祉法人制度改革や介護保険制度改革、あるいは生活困窮者自立支援法の改正や成年後見制度利用促進法の成立といった新たな政策動向を踏まえ、第4期目となる地域福祉実践計画の策定準備に取り組んでまいります。

特に、地域福祉の取り組みにおいては、各日常生活圏域に配置された生活支援コーディネーターを中心とした新たな支え合いの地域づくりを本格化するほか、いきいきふれあいサロンの活動支援や地域福祉の担い手となるボランティアの養成に取り組んでまいります。

また、権利擁護や生活困窮者の自立支援対策においては、成年後見制度の利用ニーズの高まりに応じて積極的な法人後見の受任や第4期市民後見人養成研修に取り組むほか、市内の成年後見制度関係機関や社会福祉法人との連携を強化し、地域における課題の早期発見と早期支援に努めるなどセーフティネットとして機能を発揮してまいります。

在宅福祉サービスについては、介護人材の確保に努め、地域において必要とされる介護サービスの維持と介護事業所の安定運営に取り組んでまいります。

安定的な法人運営には、新たな福祉課題に立ち向かう人材の育成が必要であり、引き続き計画的な職員研修と相互に高め合う働きやすい職場環境の整備に努めると共に、財政の健全化や労働契約法に即した無期雇用への円滑な転換を進めてまいります。

2 重点方針

1 生活課題や困りごとの解決に向けた包括的な相談支援体制の構築・実現

困りごとを抱えている方々は、支援機関等に相談できずに、地域の中で「声なき声」に陥りがちであったり、相談機関にたどり着いた時にはいくつもの要因が複雑に絡み合い、なかなか解決には至らないケースが多くみられます。このため、困りごとを抱えた方を早期に発見し、適切な支援に繋ぐことができるよう、関係機関や関係専門職等による連携体制の強化や、包括的な相談支援体制の整備に努めてまいります。

2 地域の支え合い活動や権利擁護事業を担う人材の養成と体制整備の促進

人口減少と共に少子高齢化が急速に進む中であって、成年後見制度の利用による高齢者や障がい者の権利擁護は、現状においても将来においても、誰もがやがて訪れる「老い」に備え、「否応なし」に「我が事」として考えざるを得ない問題です。このため、地域・住民・専門職・司法・行政等が連携・協働し、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

また、日常生活圏域毎に設置された第2層協議体と連携し、住民同士による支え合いの地域づくりに取り組むほか、地域の見守りや福祉活動を担うボランティアや生活支援サポーターの養成に努めてまいります。

3 社会福祉法人制度改革への適切な対応と安定的な法人経営の推進

社会福祉法人制度改革において、全ての社会福祉法人の責務とされた地域における公益的な活動に取り組むため、市内の社会福祉法人との情報共有と連携促進に努めてまいります。

また、行政と一体となった事業運営と包括的な相談支援等の実践により、全国的に高い評価を受けている高知市社協との交流を促進し、友好の絆を強めてまいります。

平成31年度は5月から新しい年号による新たな時代が幕開けとなり、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。この新しい希望に満ちた時代に向かって、お年寄りも若者も、障がいや難病のある方も、女性も男性も、誰もが自分らしく輝き、活躍できる社会の実現をめざし、地域福祉の増進という社会福祉法人に課せられた使命を果たしてまいります。

3 事業推進計画

I. 地域福祉事業

生活に支援を必要とする高齢者等が増える一方で、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、家庭や地域内における「支える力」の低下が顕在化しています。そのため、支援を必要とする方が深刻な状況になる前に早期に気づくことのできる「人づくり」や、寄せられる多様な生活課題を受け止め、解決につなげる地域の「つながりづくり」、また、支える人も支えられる人も、主体的で活発に活動できる「場づくり」を推進します。

1. 高齢者福祉事業

(1) 高齢者団体福祉活動助成事業（本所）(H31 計画 15 団体・助成額 1 万円→2 万円へ増額)

(2) 地域支え合い事業（本所・留辺蘂）【新規】

内容：生活に支援が必要な高齢者のいる家庭に対して、地域住民の協力によって掃除やゴミ出しなどを有償で行うとともに、地域住民が福祉サービス活動に参加できる場を設け、支え合う地域づくりを促進する事業。

(3) 地域支え合いサポーター養成講座の開催（北見市との共催）

(4) ふれあいサービス事業（端野・常呂・留辺蘂支所）

区分	事業名	H31 計画
端野	ふれあい食事会	年 2 回
	ふれあいバス旅行	年 1 回
	ふれあい郵便（社協事業等の情報提供・案内）	年 12 回
	声かけ訪問（または電話）	月 1 回
	愛の訪問（登録者への誕生日祝品贈呈）	月 3 回
常呂	ふれあい食事会（ふれあいクリスマス会）	年 4 回
	ふれあい郵便（誕生カード・残暑見舞い・年賀状）	年 3 回
	安心訪問	年 4 回
	安心声かけ電話サービス「おしゃべり電話」	事業統合
留辺蘂	いきいきふれあいの集い（運営委員会方式）	年 23 回

(5) 介護用品給付事業（常呂支所）

(6) 敬老祝品事業（留辺蘂支所）

2. 障がい者福祉事業

(1) 障がい者自立者表彰

(2) ふれあい広場（本所・端野・常呂・留辺蘂支所）

本所	福祉体験・展示、交流、ふれあいの店等	年 1 回	実行委員会形式
端野	語らいの広場	年 1 回	実行委員会形式を検討
常呂	みんなの広場	年 1 回	実行委員会形式を検討
留辺蘂	チャリティーバザー、芸能発表会	年 2 回	実行委員会形式

(3) 障がい者ネットワーク「常呂ささえてネット」（常呂支所）

(4) ワークサポート事業（常呂支所）

3. 児童・青少年福祉事業

(1) 子ども会活動への支援（本所・端野支所）

4. 小地域ネットワーク事業

(1) 地域福祉活動合同推進本部の運営（本所）

①地域福祉活動合同推進本部（本部・事務局）会議の開催

- ②地域福祉活動研修会の開催
- (2) 町内会（自治会）福祉活動の推進
 - ①町内会福祉活動助成事業（H31 計画 4 単位町内会）
 - ②町内会（自治会）対象の研修会（H31 計画 8 自治会連合会）
 - ③小地域ネットワーク研修会（留辺薬支所）
 - ④出前サロンいきいき（常呂支所）

- (3) サロン事業の推進
 - ①いきいきふれあいサロン事業（H31 計画 45 団体）
 - ②いきいきふれあいサロン事業代表者会議及び実践者交流会
 - ③活動スペースの提供可能な施設等をまとめた冊子の作成【新規】

5. 子育て支援事業

- (1) 子育てサポート事業の実施（常呂支所）
 - ①木のおもちゃ・ベビー用品整備・貸出事業

品 目	ベビーベッド・ベビーバス・チャイルドシート・ベビーゲート等
-----	-------------------------------

6. 結婚相談事業

- (1) 結婚相談所の運営及び結婚相談事業の推進

7. 地域援助事業

- (1) 会員弔意事業（端野・常呂・留辺薬支所）

端 野・常 呂	弔意品（ロウソクセット）	留辺薬	供花料
---------	--------------	-----	-----

8. 共同募金助成事業

- (1) 福祉団体等運営費助成事業

区 分	本 所	端 野	常 呂	留辺薬
H31 計画	30 団体	5 団体	1 団体	3 団体

- (2) 歳末たすけあい見舞金贈呈事業

区 分	本 所	端 野	常 呂	留辺薬
H31 計画	125 世帯	7 世帯	4 世帯	20 世帯

- (3) 福祉団体等歳末助成事業（本所）

H31 計画	16 団体
--------	-------

9. 福祉ショップ事業

- (1) みんなのふれあい福祉ショップ『テルベ』の運営（管内の障がい者 10 施設が出店）

10. ボランティア事業

- (1) ボランティア市民活動センターの運営

- ①ボランティア市民活動センター運営委員会の開催
- ②ボランティアアシスタント・ボランティアアドバイザー業務の推進（本所）
- ③スマイル届け隊（出張講座等）の推進
- ④個人・団体ボランティアとの交流・情報交換の場づくり
- ⑤支え合いの地域づくりを推進するボランティア等の活動支援
 - ・思いやり届け隊（本所 窓ふき・食事作り・除雪【新規】／実施圏域包括と共催）
 - ・まごの手届け隊（常呂支所 窓ふきボランティア／常呂地区地域包括と共催）
- ⑥ボランティア研修・交流会の開催（本所・常呂）

- (2) ボランティア登録事業の推進

- ①個人・団体および災害ボランティアの登録促進

- ②登録説明用パンフレットの整備・活用
 - ③ボランティア活動保険及びボランティア行事用保険の加入促進
- (3) 養成・研修事業の推進

①各種ボランティア講座の開催

区 分	講 座 名	H31 計画
本 所	ボランティア入門・基礎講座	年 3 回
	車いす・ガイドヘルプ講座	年 1 回
	傾聴ボランティア講座	年 2 回
端 野	ボランティア養成講座	年 1 回
常 呂	ボランティア養成講座	年 1 回
留辺蘂	ボランティア（生活支援）養成講座	年 2 回

②その他、各種研修会・大会への派遣・参加

(4) 福祉教育推進事業

- ①福祉教育実践校・ボランティア協力校事業の推進（H31 計画 16 校）
- ②小中高校における総合学習（福祉教育）への支援
- ③学生ボランティア活動への支援・育成

(5) 市民啓発推進事業の実施

①多様な広報媒体を通じた積極的な情報提供

区 分	広 報 名	H31 計画
本・支所	パンフレット・ホームページ・フェイスブック	随 時
北 見	登録ボランティア情報紙「散歩道」	年 12 回
	ボランティア市民活動センター情報紙「スマイル」	年 4 回
	ボランティアアドバイザー情報紙	年 4 回
	視覚障がい者情報紙「まど」	年 6 回
端 野	社協だより地域版と併せた広報・啓発活動	年 3 回
常 呂	ボランティア情報紙「ぺったんこ」	年 6 回
留辺蘂	社協だより地域版と併せた広報・啓発活動	年 3 回

②社協パンフレットの作成【新規】

- ③児童・生徒福祉作文コンクールの実施
- ④ぺったんこフェスタの開催（児童・生徒等の障がい疑似体験・常呂支所）

(6) 災害ボランティアセンターの整備

- ①市民及び災害ボランティア活動団体との協働
- ②北見市防災総合訓練への参加

(7) 調査・研究事業の実施

- ①ボランティア等社会資源に関する実態調査の実施

②第4期地域福祉実践計画の策定に向けたアンケート調査の実施【新規】

(8) 関係団体との連携

- ①生活支援体制整備事業 第2層協議体への協力
- ②福祉の街づくり会議、重度身体障がい者「スマイル@カレッジ」への援助・協力（本所）
- ③視覚障がい者団体「おしゃべりの集い」に対する活動支援（本所）
- ④ボランティア団体との協働

(9) オホーツク管内ボランティア活動の促進

①オホーツク圏ボランティア活動推進会議への出席（本所）

1 1. 福祉人材バンク事業の推進（本所）

(1) 啓発・広報事業の実施

①広報媒体を利用した求職・求人募集広告の掲載（毎月）

②インターネットによる求人情報の提供

(2) 養成・研修事業の実施

①福祉マンパワー活用講習会の開催

講習会名	H31 計画
相談援助職員を対象とした講習会	年2回
介護職員を対象とした講習会	年2回
介護アシスタントを養成するための講習会【新規】 内容：中高年齢者等が活躍することにより、介護現場の負担軽減を図るとともに、地域で生き生きと生活できる場をつくることを目的とした講習会。	年1回

②福祉養成校との共催による効果的な福祉職場相談会の開催

(3) 需給調整事業の実施

①求人・求職の開拓・登録及び就労の促進

②求職登録者への情報の提供（毎月）と福祉サービスに関する相談

③キャリア支援専門員の配置による就労支援の強化

(4) 関係機関との連携

①北海道福祉人材センター及び道内各福祉人材バンクとの連携

②ハローワークとの連携及び出張相談の実施

1 2. 要援護高齢者等福祉サービス事業

(1) 安否確認事業

本所・端野	乳酸菌飲料の配達により実施（原則週3回、月・水・金曜日）
常呂・留辺蘂	電話により実施（月・水・金曜日）

(2) 介護用具貸与事業

(3) 緊急通報システム設置事業

(4) 除雪サービス事業

(5) 寝具乾燥サービス事業

(6) 訪問理美容事業

(7) ひとり暮らし高齢者世帯等除雪地域活動支援・普及事業（除雪機貸与事業）

1 3. 重度身体障がい者移送サービス事業

(1) リフト付バス移送サービス事業の実施（本所・常呂支所）

1 4. 障がい者社会参加促進事業（芸術・文化講座）

(1) 開催講座：水泳・歌謡・民謡・詩吟・ソーイング・革工芸・絵手紙・料理・パソコン・笑いヨガ

1 5. コミュニケーション支援事業

(1) 点訳及び朗読奉仕員の養成講座の実施（本所）

1 6. 常呂自治区通院バス運行事業（常呂支所）

1 7. 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業（本所）

(1) 入居者からの生活相談の対応

(2) 訪問及び電話による安否確認の実施（朝・夕）

- (3) 生活困難時の一時的な家事援助の実施
- (4) 緊急時の連絡体制の整備と緊急対応の実施
- (5) 入居者への各種講座や交流会の開催

18. 地域包括支援センター事業（北部地区、常呂地区、留辺蘂・温根湯温泉地区）

- (1) 介護予防ケアマネジメント業務の推進
- (2) 総合相談・支援事業の推進
- (3) 権利擁護事業の推進
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務の推進
- (5) 家族介護教室の実施
- (6) 多職種連携によるネットワークの構築
- (7) 生活支援体制整備事業の推進
 - ① 地域の高齢者支援ニーズ及び地域資源の把握、課題整理、資源開発
 - ② 支援やサービスの担い手となるボランティア等の育成及び活躍する場の確保
 - ③ 関係者間の連携や協働の体制づくり
 - ④ 地域の高齢者支援ニーズとサービスのマッチング
- (8) 認知症総合支援事業の推進
 - ① 認知症に関する相談支援及び課題整理、支援体制の構築
 - ② 認知症サポーター養成講座の開催
 - ③ 行方不明者捜索模擬訓練の開催
 - ④ 認知症サポーター及びキャラバンメイトとの連携及び支援
 - ⑤ 認知症カフェのあり方等の検討と実施
 - ⑥ 医療、介護等関係機関、ボランティア等との連携及びネットワーク構築
 - ⑦ 認知症疾患医療センターや精神科医療機関、もの忘れ外来実施医療機関との連携
- (9) 認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応の推進
- (10) 地域包括支援センターに関する広報活動

19. 端野地区在宅介護支援センター事業

- (1) 地域の高齢者実態把握活動及び相談・支援
- (2) 保健・福祉サービスの情報提供及び啓発
- (3) 各種研修会や地域包括ケア会議への参加
- (4) 東部・端野地区地域包括支援センター及び他事業所等との連携

20. その他の事業

- (1) 広報活動の推進
 - ① 社協だより（全市版／年3回・地域版）の発行

端野	年3回	常呂	年6回	留辺蘂	年3回
----	-----	----	-----	-----	-----

- ② ホームページ・フェイスブック等による情報発信

- (2) 自主財源造成事業

本所	ふれあいのタベ	実行委員会形式
常呂	ふれあいパーティー	実行委員会形式

- (3) 共同募金運動への積極的な協力
 - ① 共同募金運動の実施
 - ② 歳末たすけあい運動の実施
 - ③ 北見市共同募金委員会の運営

(4) 福祉団体事務・事業への協力

区 分	福 祉 団 体 名	団体数
本 所	北見市共同募金委員会・北見市共同募金委員会北見地区委員会	2 団体
端 野	北見市共同募金委員会端野地区委員会・北見市遺族会端野支部・北見身体障害者福祉協会端野支部・北見市老人クラブ連合会端野支部	4 団体
常 呂	北見市共同募金委員会常呂地区委員会・北見市遺族会常呂支部・北見市老人クラブ連合会常呂支部	3 団体
留辺蘂	北見市共同募金委員会留辺蘂地区委員会・北見市遺族会留辺蘂支部・北見市老人クラブ連合会留辺蘂支部・北見地区保護司会留辺蘂分区	4 団体

(5) 備品貸出事業

区 分	貸 出 備 品
本 所	車いす（大人自操用・子ども介助用）・高齢者疑似体験セット・視聴覚教材（ビデオ・DVD等）・行事用テント・プロジェクター・スクリーン等
端 野	車いす
常 呂	車いす・電動ベッド・歩行器・行事用テント等
留辺蘂	車いす・行事用テント

II. 生活支援事業

生活の困窮などさまざまな悩み事や困り事の相談をお受けし、その解決と社会的な自立が図られるよう、相談者に寄り添った包括的かつ継続的な支援を行います。

また、高齢や障がいなどにより判断能力が低下し、日々の生活に不安を抱える方が適切な福祉サービスの利用ができるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進に努めるなど、地域で支える権利擁護の取り組みを推進してまいります。

1. 応急援護資金貸付事業

(1) 応急援護資金の貸付

H31計画	件数	136件	金額	3,090,000円
-------	----	------	----	------------

2. 生活福祉資金貸付事業

(1) 生活福祉資金及び特別生活資金の相談及び申請受付

年 度	福祉資金		教育支援資金		合 計
	福祉費	緊急小口	教育支援費	就学支度費	
H31計画	6件	5件	17件	14件	42件

(2) 制度の広報・周知

3. 安心サポート事業

(1) 相談支援及び経済的援助

支援計画件数	6件	給付上限額	1世帯	30,000円
--------	----	-------	-----	---------

(2) 安心サポート事業参加法人との連携、情報の共有

4. 相談事業

(1) 福祉総合相談事業の実施（心配ごと相談）

5. 自立支援センター事業

- (1) 生活困窮に係る総合相談及び支援

H31計画	30件
-------	-----

- (2) 家計改善支援の実施

H31計画	16件
-------	-----

- (3) 就労支援の実施

- (4) 訪問支援（アウトリーチ）の実施

- (5) ケース検討会議及び支援調整会議の開催や関係機関との連携強化並びに新たなネットワークの構築

- (6) 生活困窮者自立支援制度の普及啓発

- (7) オホーツク管内自立相談支援機関との連携

6. 法人後見事業

- (1) 法人後見の受任

H31 計画数	33 件	新規受任計画件数 5 件
---------	------	--------------

- (2) 法人後見支援員の登録と活動支援

7. 成年後見支援センター事業

- (1) 成年後見制度に係る相談及び支援

- (2) 成年後見制度の普及啓発

①金融機関を対象とした研修会の開催【新規】

- (3) 市民後見人の養成と活動支援

①第4期市民後見人養成講座の開催

開催時期	平成31年8月中旬から11月（全10日間程度）	定員	30名
------	-------------------------	----	-----

②市民後見人向けフォローアップ講座の開催

- (4) 市長申立に係る手続き支援

H31 計画	10 件
--------	------

- (5) 運営委員会及び審査検討会の開催

- (6) 専門職による無料相談の実施（弁護士・司法書士・社会福祉士）

- (7) 市民後見人の個人受任に向けた関係機関との調整

- (8) 市民後見人の会との連携及びオホーツク管内市民後見人活動交流会への参加

⑨成年後見制度利用促進に向けた関係機関との連絡・調整【新規】

①地域連携ネットワークの構築に向けた連携等の推進

8. 日常生活自立支援事業

- (1) 福祉サービス利用援助等の実施

H31 利用計画数	28 件
-----------	------

- (2) 生活支援員の登録と活動支援

Ⅲ. 在宅福祉事業

「ヘルパーステーション（訪問介護事業所）」・「居宅介護支援事業所」においては、事業所の再編以降、柔軟な職員調整や効率的な業務分担に心掛けながら市内全地域への均衡あるサービス提供に努めてまいりました。今年度におきましても、介護技術の研さんに努め、住み慣れた地域で安心して生活していただけるよう、ご利用者様やご家族お一人おひとりに寄り添った質の高いサービスをお届けしてまいります。

なお、介護従事者の退職や年度途中の離職により、厳しい事業所運営を余儀なくされているヘルパーステーションにあっては、求人活動の取り組みを強化し早期の人材確保に努めるとともに、今後における職員体制のあり方等について検討してまいります。

1. ヘルパーステーション事業（主たる事業所及びサテライト事業所）

- (1) 介護保険事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- (2) 障害者総合支援事業及び地域生活援助事業（移動支援）の実施
- (3) 市受託事業（生活管理指導員派遣事業、養育支援訪問事業）の実施
- (4) 福祉有償運送事業の実施（本所・常呂支所）
- (5) 自己負担等による訪問介護事業の実施

2. 居宅介護支援事業（中央地区、常呂地区）

- (1) 介護保険サービス利用にかかる代行申請業務からサービス調整等一連の相談業務の実施
- (2) 居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画の作成
- (3) 市受託事業（要介護認定調査、福祉サービスにかかる利用計画書作成）の実施

3. 端野デイサービスセンター事業

- (1) 介護保険事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- (2) 障がい者日中一時支援事業及び基準該当生活介護事業の実施
- (3) ボランティアの積極的な受入れ

4. 3事業共通の取り組み

- (1) 地域包括ケアにかかる会議等への参加
- (2) 職員の資質向上のための研修の実施及び各種研修会への参加
- (3) 介護保険法及び障害者総合支援法改正に対応する健全運営にかかる研究・協議

IV. 法人運営事業

社会福祉法人制度改革後初めてとなる役員（理事・監事）の改選期を迎えることから、関係する団体・機関等の理解を得ながら次期役員体制を選出し、これまでも増して地域に理解され・信頼される法人運営を推進してまいります。

地域福祉を増進する公益性の高い福祉団体として、本計画に位置付けられた事業を確実かつ効果的に推進できるよう適切な業務管理と職員体制の確保に努めるとともに、平成28年度以降続いている黒字基調をさらに確固たるものとするため、自主財源の増強や介護事業所の経営改善対策、補助金や受託金などの公的財源の確保対策等に努めるなど、引き続き財政健全化の取り組みを進めてまいります。

1. 法人の適切な運営

- (1) 理事会の開催（適時）
- (2) 定時評議員会、臨時評議員会の開催
- (3) 正副会長会議の開催（隔月）
- (4) 定例監査の実施（年4回）
- (5) 課長支所長会議（例月）・係長会議（適時）の開催
- (6) 地域福祉推進委員会の開催（端野・常呂・留辺蘂支所）
- (7) 法律顧問及び会計顧問の設置
- (8) 北見市及び民生委員児童委員協議会、自治会連絡協議会、老人クラブ連合会等との連携
- (9) 役員研修の実施
- (10) 職員の専門性を高める研修の実施と資格取得の奨励
- (11) 職員衛生委員会の開催と産業医の職場巡視

(12) 職員給与のあり方についての研究・検討の継続

(13) 社会福祉士相談援助実習生の受入

(14) 高知市社協との交流事業【新規】

2. 財政強化の推進

(1) 社協会員加入（普通会员・賛助会員）の拡大促進

(2) 自主財源増強に向けた取り組み強化

(3) 財政健全化対策の推進

3. 指定管理施設の適切な運営

指定管理施設の運営においては利用者が安心して利用できるように管理業務を実施します。

(1) 総合福祉会館管理経営事業（本所）

①高齢者趣味の教室（絵画・書道・囲碁・陶芸・籐工芸）

(2) 老人いこいの家管理経営事業（常呂支所）

(3) はあとふるプラザ管理経営事業（留辺蘂支所）